

# 食品リコール情報の報告制度について

資料10

	都の現行制度	法改正による新制度（国で詳細を検討中）
根拠条文	東京都食品安全条例第23条 (自主回収報告制度)	改正食品衛生法第58条 改正食品表示法第10条の2 (食品リコール情報の報告制度)
届出者	特定事業者（都内の製造者、加工者、輸入者、販売者、農林水産物の生産者であって、都内に事業所等を有する者）	全国の製造者、加工者、輸入者、販売者等
届出方法	都保健所等（文書）	全国の保健所等（電子）
届出範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の規定に違反した食品等</li> <li>食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別の欠落等</li> <li>衛生管理の不備による意図しない微生物、化学物質、異物が含まれる場合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の規定に違反した食品等</li> <li>食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別の欠落等</li> </ul>
罰則	なし	あり（届出をしなかった場合）
周知方法	都ホームページ（食品衛生の窓）	全国の情報を国が公表（国が構築するシステム）

## ○都の過去の届出件数（H29:114件）

